



- I. 反贈収賄ポリシー・規程の運用上の実務的な問題
- II. 日本版司法取引において、企業はどこまでの捜査協力ができるのか
- III. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2017年
10月号

I. 反贈収賄ポリシー・規程の運用上の実務的な問題

執筆者: 山田 将之

外国公務員等に関する腐敗防止や反贈収賄の取組みについては、ここ数年、その重要性が周知され、国際的な業務を行う企業を中心として、反贈収賄ポリシーや規程類の整備が進んできています。当職らも、反贈収賄ポリシーや規程類の策定や、その前段階としての各国の法令調査、各国ビジネスにおけるリスクアセスメント等のご依頼を多くいただいております。

特に、最近では、反贈収賄ポリシーや規程類を整備した企業において、反贈収賄ポリシーや規程類を実際に運用することに伴い生じる様々な実務的問題についてご相談を受けることも多くなってきました。

多くご相談いただく事項の1つが、海外でエージェント等を起用する際に当該エージェント等から取得する誓約書や、エージェント等との契約書に盛り込む反贈収賄条項に関するものです。一般的な反贈収賄規程では、エージェント等と一定の贈賄リスクのある取引を行う場合には、当該エージェント等から誓約書を取得したり、反贈収賄条項を盛り込んだ契約を締結しなければならないとされ、誓約書や反贈収賄条項の内容(①贈収賄を過去にしていないこと及び今後もしないことの表明や誓約、②贈収賄の疑いが生じた場合の社内調査への協力義務、③表明や誓約に違反した場合のペナルティ(契約解除)等)について、ひな形が定められています。

しかし、外国企業との付き合いがあまりない新興国のエージェント等であると、かかる誓約書の差入れ等に難色を示すことがあり、それにより、社内規程上、取引を進められないという事態に陥ることがあります。特に、誓約書が、日本法の不正競争防止法や誓約を求める企業のポリシーの遵守を求めるような内容を含む場合には、当該エージェント等からするとなじみのない事項の遵守を求められることになるため、誓約書の差入れ等を拒まれる例が散見されます。このような場合に、社内規程の定めと整合性のある対応を取りつつ、どのように贈賄リスクをコントロールすべきかが問題となります。

これ以外にも、いわゆるファシリテーションペイメントの要求に対する対応、外国公務員等を訪問する際の手土産や日本視察時の接受、海外の公的機関への寄付等について、社内規程との整合性の整理も含め、ご相談いただいております。

反贈収賄というテーマに限りませんが、社内体制は一旦策定すればそれでおしまいというわけではなく、日々、運用上の問題に直面し、その対応を検討していく必要があります。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

やまだ まさゆき
山田 将之西村あさひ法律事務所 弁護士
m2.yamada@jurists.co.jp

2005年弁護士登録。2012-2013年、ピルズベリー・ウインスロップ・ショー・ピットマン法律事務所。国内外の企業不祥事発覚時の事実調査・対応助言等の危機管理案件のほか、平時における社内体制作り・内部監査・ビジネスの相手方に対するコンプライアンスの観点からのデューデリジェンス等のコンプライアンス案件を手掛ける。

Ⅱ. 日本版司法取引において、企業はどこまでの捜査協力ができるのか

執筆者: 平尾 覚

日本版司法取引の施行が近づいており、同制度に関する論考もしばしば目にするようになりました。企業が検察官と司法取引する際には、企業としてどのような捜査協力を行うか、検察官に対して明示する必要があると考えられます。したがって、予め、企業としてどのような協力をすることができるか検討を行う必要があります。

まず、企業が捜査協力を行うに当たって、企業が保有する資料を捜査機関に提供することは原則として認められると考えられます。

それでは、参考人的立場にある従業員に対して、捜査機関による取調べに応じるよう企業が命じることはできるでしょうか。従業員は、企業に対して、誠実に労務を提供する義務を負っていますが、捜査機関による取調べは企業秩序の回復のためになされるものではなく、また、取調べの主体はあくまでも捜査機関であるため、従業員が捜査機関による取調べに応じることは、労務提供義務の履行の一環であるとはいにくいようにも思われます。しかしながら、企業が捜査の対象となっている状況下では、従業員が捜査に積極的に協力することで、捜査機関に対して正確な情報提供を行い、捜査機関が誤った事実認識の下、企業を摘発する事態を回避できるなど、従業員による捜査協力は、刑事事件捜査によって企業が被る損害を軽減させることに繋がる場合が多々あります。従業員による捜査協力は、企業秩序を維持する上で必要であるといえ、従業員が捜査機関による取調べに応じることは、企業に対する労務提供義務の一環といえる場合も少なからずあると考えられます。したがって、参考人的立場にある従業員に対して、捜査機関による取調べに応じるよう企業が命じることは可能な場合が多いと考えられます。

次に、被疑者として自らも捜査の対象となっている従業員に対して捜査機関による取調べに応じるよう命じることはできるかですが、業務上の必要性が乏しい命令や、労働者の人格権(精神・身体)の自由、名誉、プライバシー等を不当に侵害する業務命令は、権利の濫用(労働契約法3条5項)として違法となるとされています。いかなる業務命令が従業員の権利を不当に侵害するものとなるかは、事例に則した判断となり、絶対的な回答というものはありませんが、従業員が取調べを受けたからといって、そこで行う供述は従業員自らが決定することができ、また、黙秘をすることの選択をすることも可能であることにかんがみると、取調べに応じるように命じること自体は、従業員の権利を不当に侵害するものとはいえない場合が多いのではないかと考えられます。

他方で、従業員に対して、取調べに当たって黙秘しないよう命令することは、憲法上及び刑事訴訟法上保障された黙秘権を失わせしめるものであり、労働者の人権を侵害する程度は高く、権利濫用に当たると判断される可能性が高いと考えられます。また、被疑者に対して、「犯罪事実を認めるように」などと、特定の供述をするように命令することも、同様に権利濫用に当たると判断される可能性が高いと考えられます。

ひらお かく
平尾 覚西村あさひ法律事務所 弁護士
k.hirao@jurists.co.jp

公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルやFCPA事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応などを手掛ける。

Ⅲ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2017年9月12日】

IASB、「会計方針及び会計上の見積り」の公開草案を公表

https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/press_release/y2017/2017-0912.html

国際会計基準審議会(IASB)は、「会計方針及び会計上の見積り」の修正案を公開しました。この修正案は、会計方針及び会計上の見積りの定義を明確に定め、会計方針と会計上の見積りの区別をより明瞭にすることを目的にしています。

【2017年9月25日】

経団連、「働き方改革事例集」を公表

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2017/072.pdf>

経団連は、2017年7月に採択した「働き方改革 CHALLENGE 2017」の取組みの一環として、「働き方改革事例集」を取りまとめました。同事例集は、生命保険業、建設業、銀行業等の経団連会員企業における、長時間労働の是正、有給休暇取得促進、仕事と育児・介護の両立支援、仕事と健康の両立、テレワークなどの柔軟な働き方に関する先進的な事例を具体的に紹介しています。

【2017年9月28日】

厚生省、臨床研究法における研究資金等の情報等の公表に係る省令の内容を固める

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000178787.pdf>

改正臨床研究法 33 条は、医薬品・医療機器の製造・販売業者に対し、大学等に対する研究資金等の提供について、情報の公表を義務付けています。上記省令案は、医薬品等製造・販売業者だけでなく、その子会社による研究資金等の提供も公表対象に含めています。また、公表対象となる資金提供の相手先には、臨床研究を実施する個人のほか、当該個人が所属する大学等の機関を含むとしています。さらに、公表事項として、提供された研究資金のほか、寄附金・講師謝金・執筆料について、その額、内容及び支払の時期を挙げています。改正臨床研究法は 2017 年 4 月に公布され、公布から 1 年以内に施行される予定です。

【2017年9月29日】

経産省、「『攻めの経営』を促す役員報酬-企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引-」を改定

<http://www.meti.go.jp/press/2017/09/20170929004/20170929004.html>

この改定手引は、平成 29 年度改正税法を踏まえて、株式報酬、業績連動報酬の導入を検討している企業の参考となるよう、類型ごとに税制改正のポイント等を解説しているほか、株主総会報酬議案、譲渡制限付株式割当契約書、株式報酬規程の一例を紹介しています。

【2017年10月1日】

総務省、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の施行

http://www.soumu.go.jp/main_content/000499513.pdf

2017 年 7 月 28 日、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され、2017 年 10 月 1 日に施行されました。同改正ガイドラインにより、行政機関は、規制の新設又は改廃の効果や負担について、公取委が定めた競争状況に与える影響の評価手法(<http://www.jftc.go.jp/dk/kyousouhyouka/170731.html>)に沿って、事前確認を行うことを義務付けられました。

【2017年10月3日】

総務省、「IoT セキュリティ総合対策」を公表

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000126.html

「IoT セキュリティ総合対策」は、①脆弱性対策に係る体制の整備、②研究開発の推進、③民間企業等におけるセキュリティ対策の促進、④人材育成の強化及び⑤国際連携の推進についての具体的施策を述べています。米国 SEC は、ガイドラインにおいて、企業が講じたセキュリティ対策等を開示書類(F10-k)で開示することを推奨しています。「IoT セキュリティ総合対策」は、この米国のガイドラインを参考に、我が国でも有価証券報告書等で同様の情報開示を行うことについて、年度内を目処に検討する必要があるとしています。

【2017年10月3日】

内閣府、自動運転車に関する新たな情報セキュリティ対策の指針策定へ

<http://www.sip-adus.jp/fot/>

内閣府は、自動運転車を車両外部からのサイバー攻撃から守るため、2018年夏から、自動運転車の情報セキュリティ防御機能に係る大規模実証実験を行うと発表しました。内閣府は、この結果を踏まえ、自動運転車に関し、新たな情報セキュリティ対策の指針を策定することとしています。

【2017年10月3日】

証券監視委、「開示検査事例集」を公表

<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20171003.htm>

証券監視委は、平成28年度の「開示検査事例集」を公表しました。同事例集は、平成28年度において、虚偽有価証券報告書等の提出に関し、売上の架空計上(複数会社を利用した循環取引のケース等)、売上の前倒し計上(前受金(負債)として処理すべきものを売上として計上したケース等)など、「売上」に係る虚偽記載が目立ったことを指摘しています。

【2017年10月6日】

厚労省、「平成29年版過労死等防止対策白書」を公表

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000138529.html>

本白書は、厚労省が、過労死等防止対策推進法第6条に基づき、国会に毎年報告を行っている年次報告書です。本白書によれば、パートタイム労働者を除く一般労働者の年間総実労働時間は、2,000時間前後で高止まりしており、職場での「いじめ・嫌がらせ」に関する相談受付件数が過去最多に上っているとのことです。

【2017年10月10日】

国土交通省、自動運転車(車線維持支援機能等)に新たな保安基準等を導入

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000255.html

国土交通省は、自動車の自動運転機能について、ハンドルを握った状態での車線維持支援機能等に関する国際基準が策定されたことを踏まえ、同基準を導入する形で、装置型式指定規則や道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等を改正しました。この改正は、我が国において、自動運転に係る初の保安基準を定めるものとなります。

【2017年10月13日】

日本監査役協会、改訂版「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を公表

<http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-389.html>

監査法人の組織的な運営に関する原則(「監査法人のガバナンス・コード」)の制定を受け、日本監査役協会は「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を改定しました。同改定により、実務指針に、会計監査人の評価及び選定に関する項目(①実効的な経営機関・組織的な運営の有無、②監督・評価機関の有無等)が盛り込まれました。また、監査チームやグループ監査についての評価項目(他の監査人が把握した重要な虚偽表示リスクや不正の兆候等が会計監査人に速やかに伝

達される体制等)が拡充されています。

【2017年10月16日】

独立取締役の会、コーポレート・ガバナンスの改革案を提案

(2017年10月16日付け日経新聞朝刊)

2017年10月16日付け日経新聞朝刊にて報道されているとおり、元経営トップ層による「独立取締役の会」は、コーポレート・ガバナンスの改革案を提言しました。同提言は、取締役会が定期的に社長を評価する仕組みを導入し、社長に必要な資質が欠如していると判断した場合には社長を解任すること、顧問・相談役制度を廃止して現経営陣への影響力の行使を遮断すること等が重要であると指摘しています。

【2017年10月20日】

公取委、「公正取引委員会の最近の活動状況(平成29年10月版)」を公表

http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/katudou_h29_10.pdf

同活動状況における特筆すべき点として、公正取引委員会が平成28年4月に農業分野タスクフォースを設置したこと、平成28年から平成29年にかけて、電力分野、ガス分野、農業分野及びIT・デジタル関連分野に係る情報提供窓口を設置したこと等が挙げられています。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ
國本 英資

西村あさひ法律事務所 弁護士

e.kunimoto@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。